

○沖縄県振興審議会規則（昭和47年7月13日規則第121号）

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、県の振興に関する重要事項について調査審議する。
2 審議会は、前項の事項について知事に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員55人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 関係団体を代表する者
(3) 市町村長及び市町村議会議長

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第6条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（専門委員の任期）

第7条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第9条 審議会は、会長が招集するものとし、あらかじめ議題を示して委員に通知しなければならない。ただし、緊急な場合は、この限りでない。
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 専門委員は、会議に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

(部会)

第10条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、調査審議のため必要があるときは、他の部会又は専門委員と合同して調査審議をすることができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(幹事)

第11条 審議会に幹事を置き、幹事は、秘書防災統括監、総務統括監、企画調整統括監、環境企画統括監、生活企画統括監、医療企画統括監、農政企画統括監、産業振興統括監、観光政策統括監、土木企画統括監、企業企画統括監、病院事業統括監、教育管理統括監及び警務部長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(県職員の関与)

第12条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、県の関係部局の職員を審議会及び部会に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、企画部企画調整課で処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 令和元年7月16日から令和4年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

(専門委員の任期の特例)

- 3 令和元年7月16日から令和4年3月31日までに委嘱される専門委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (昭和49年3月30日規則第18号抄)

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年5月7日規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 専門委員の任期については、改正後の沖縄県振興開発審議会規則第7条の規定にかかわらず、昭和49年に委嘱又は任命される者に限り、昭和51年7月27日までとする。

附 則 (昭和49年8月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年10月14日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年11月18日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月31日規則第37号)

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 (昭和56年8月27日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年2月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第15号抄）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年8月11日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月22日規則第62号）

- 1 この規則は、平成元年9月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に市町村長又は県職員である委員の任期は、改正前の沖縄県振興開発審議会規則第5条第2項の規定にかかわらず、平成元年9月24日までとする。

附 則（平成11年11月5日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第54号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月10日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第51号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第40号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第14号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第45号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県振興審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則121号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置・所掌事務)

第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置く。

2 部会は、別表に掲げる事項について調査審議する。

(部会長・副部会長)

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。この場合において、部会長は当該部会に属する委員のうちから、副部会長は当該部会に属する委員又は専門委員のうちから、それぞれ指名しなければならない。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(正副部会長合同会議)

第3条の2 審議会に、正副部会長合同会議を置く。

2 正副部会長合同会議は、部会長及び副部会長で構成する。

3 正副部会長合同会議は、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議を行う。

4 正副部会長合同会議は、総合部会長が主宰する。

(部会への出席等)

第4条 規則第10条第3項の規定により指名を受けて部会に属する場合のほか、委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとする場合は、当該部会長の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び専門委員は第2条第2項の事項について、当該事務を所掌する部会長に対し、意見書を提出することができる。

(専門委員会の設置・所掌事務)

第5条 部会にその所掌事務を分掌させるため、必要があるときは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(報告)

第6条 部会長は、第2条第2項の事項について調査審議が終了したときは、正副部会長合同会議における調整を経たのち、その結果を会長に報告する。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議及び部会の会議は、原則として公開するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成11年11月24日から施行する。

(平成17年5月19日 一部改正)

(平成21年10月5日 一部改正)

(平成22年2月18日 一部改正)

(平成28年9月28日 一部改正)

(令和元年7月16日 一部改正)

別表（第2条関係）

部会名	所掌事務
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、跡地利用、県民生活等に関すること
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関すること
文化観光 スポーツ部会	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関すること
農林水産業 振興部会	農林水産業等に関すること
離島過疎地域 振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関すること
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること
学術・人づくり 部会	教育・人材育成、歴史、学術等に関すること
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること

今後の調査審議の進め方について

令和元年7月16日
沖縄県振興審議会
申し合わせ

1 調査審議の基本方針について

沖縄県では、これまでの施策の効果検証を行って、新たに顕在化した課題及び対応策を洗い出し、今後の施策の方向性を示すことで、新たな振興計画の策定に資すること等を目的とした総点検を実施し、今般「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書（素案）」（以下「諮問事項」という。）を取りまとめ、本審議会へ諮問したところである。

本審議会においては、諮問事項について、以下のとおり調査審議を当面進めることとするほか、正副部会長合同会議において、部会における調査審議方針を協議決定することとする。

2 審議会の組織及び運営について

本審議会は、委員全員で構成される審議会と、専門委員等で構成される9つの部会、各部会の正副部会長で構成される正副部会長合同会議からなっている（規則3条、規則10条1項、運営要綱2条1項、運営要綱3条の2第1項・第2項）。

審議会は、会長が招集し、県知事からの依頼や諮問を受けて調査審議等を行い、その結果を知事に建議・答申する（規則2条）。

部会は、部会長が招集し、審議会の付託を受けて、それぞれの所掌事務に関する専門的な事項についての調査審議を行い、その結果を審議会に報告する（規則10条1項、運営要綱2条2項）【別紙1参照】。また、必要があるときは、他の部会や専門委員と合同で調査審議を行うことができる（規則10条2項）。

正副部会長合同会議は、総部会長が招集し、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議する（運営要綱3条の2）。

委員及び専門委員は部会長の許可の下、部会に出席して意見を述べることができるとともに、部会長に対して意見書を提出することができる（運営要綱4条）【別紙2、別紙3】。

3 審議会のスケジュールについて

本審議会は、令和元年7月16日に知事から諮問を受けたのち、概ね7月下旬から11月中旬までの間に部会を5回程度開催し、12月中旬を目途に、正副部会長合同会議での調整を経て、12月下旬に審議会の会議を開き、知事への答申を行うこととする。

4 その他

令和2年以降の審議会における調査審議については、別途申し合わせるものとする。

沖縄県振興審議会部会における調査審議方針について

令和元年7月16日
沖縄県振興審議会
正副部会長合同会議申し合わせ

1 目的

この方針は、令和元年7月16日付け沖縄県諮問企第1号で沖縄県振興審議会（以下「審議会」という。）に諮問された「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書（素案）」（以下「諮問事項」という。）について、沖縄県振興審議会運営要綱に基づき、審議会に設置された部会における調査審議を効率的かつ効果的に進めるため、必要な事項を申し合わせるものである。

正副部会長にあつては、この方針にしたがい、部会における調査審議を行うこととする。

2 会議の開催及び結果の報告等

- (1) 部会の会議は、概ね5回程度開催するものとする。ただし、調査審議の進捗に応じて、各部会において適宜開催回数を調整することとする。
- (2) 最終回の会議は、11月中旬までに開催することとし、部会における調査審議の結果をとりまとめる。
- (3) 部会における調査審議の結果については、各部会長が正副部会長合同会議において報告する。
- (4) 正副部会長合同会議において、各部会長の報告をふまえ、諮問事項に対する答申案を協議決定し、審議会会長に提出する。
- (5) 諮問事項に対する答申案は、総合部会長が審議会の会議において説明する。
- (6) 県ホームページにおいて会議の開催及び会議資料を掲載する。

3 会議の議事

- (1) 議題（検討テーマ）について
各部会長は、会議を開催しようとするときは、あらかじめ議題（検討テーマ）を選定し、通知する。
- (2) 開催通知について
各部会長は、少なくとも会議開催の2週間前までに当該部会の委員及び専門委員に対して開催を通知するものとする。自部会に属しない委員及び専門委員に対しては、県ホームページへの掲載により対応するものとする。

- (3) 部会審議の観点について
部会審議においては、次に掲げる観点に留意するものとする。
- (ア) 基本施策ごとに設定された「目標とするすがた」の達成状況
 - (イ) 施策体系ごとに設定された成果指標の達成状況
 - (ウ) 成果指標の達成に向けた取組の効果の検証
 - (エ) 取組の効果が発現されていないと思料される場合には、その要因及び背景
 - (オ) 成果指標の達成状況に対する各種取組の有効性
 - (カ) 「新たな課題」及び「重要性を増した課題」の抽出
- (4) 意見書の提出及び部会出席申請について
委員及び専門委員が意見書（別紙２－１又は別紙２－３）を提出しようとする場合には、会議開催の１週間前までに、各部会担当部（課）（別紙１－２）を通じて部会長に提出することとする。
また、部会に属しない委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとするときは、会議開催の１週間前までに、出席許可申請書（別紙３）を各部会担当部（課）を通じて部会長に提出することとする。
- (5) 部会における調査審議結果のとりまとめについて
部会における調査審議では、諮問事項のうち各部会の所掌事務に係る部分について、該当箇所を明らかにした修正意見、「新たな課題」及び「重要性を増した課題」についての意見及び委員からの自由意見をとりまとめ、部会における調査審議の結果とする。

4 議事録及び議事要旨

- (1) 各部会においては、会議終了後、２週間以内を目途に議事録及び議事要旨を作成する（別紙４）。
- (2) 議事録は、委員又は専門委員の発言の要旨とし、部会長及び出席者の確認を経たうえで取りまとめる。
- (3) 議事要旨は、議事録を基礎として部会の所掌事務に沿って委員又は専門委員の意見要旨を整理したうえで、諮問事項に対する意見及び課題の提起等についてまとめる。
- (4) 部会に所属しない委員又は専門委員は、各部会の議事録及び議事要旨の提供を希望することができるものとする。
- (5) 議事録及び議事要旨は、県ホームページにおいて公開するものとする。

部会の所掌事務及び部会担当部（課）について

部会名	所掌事務	担当部
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、跡地利用、県民生活等に関すること	企画部（企画調整課）
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関すること	商工労働部（産業政策課）
文化観光	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関すること	文化観光スポーツ部 （観光政策課）
スポーツ部会		
農林水産業	農林水産業等に関すること	農林水産部（農林水産総務課）
部会		
離島過疎地域	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること	企画部（地域・離島課）
振興部会		
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関すること	環境部（環境政策課）
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること	子ども生活福祉部（福祉政策課） 保健医療部（保健医療総務課）
学術・人づくり	教育・人材育成、歴史、学術等に関すること	企画部（企画調整課） 教育庁（総務課） 総務部（総務私学課）
部会		
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること	土木建築部（土木総務課） 企画部（交通政策課） 企画部（総合情報政策課）

部会担当部（課）の連絡先について

部会名	担当部（課）	担当者	電話	FAX	メール
総合部会	企画部（企画調整課）	崎山 春樹	098-866-2026	098-866-2351	sakiyahr@pref.okinawa.lg.jp
		上原 真理子			ueharmrk@pref.okinawa.lg.jp
産業振興部会	商工労働部（産業政策課）	宮田 寛子	098-866-2330	098-866-2440	teruyhrk@pref.okinawa.lg.jp
文化観光スポーツ部会	文化観光スポーツ部（観光政策課）	吉本 祐貴	098-866-2763	098-866-2767	yoshimyu@pref.okinawa.lg.jp
農林水産部会	農林水産部（農林水産総務課）	玉木 力	098-866-2254	098-866-2265	tamakich@pref.okinawa.lg.jp
離島過疎地域 振興部会	企画部（地域・離島課）	宮里 薫			miztokr@pref.okinawa.lg.jp
		古堅 信吾	098-866-2370	098-866-2068	furuges@pref.okinawa.lg.jp
環境部会	環境部（環境政策課）	仲嶺 潤	098-866-2183	098-866-2308	nakminej@pref.okinawa.lg.jp
福祉保健部会	子ども生活福祉部（福祉政策課） 保健医療部（保健医療総務課）	山城 明日菜	098-866-2164	098-866-2569	tsuhaasn@pref.okinawa.lg.jp
		新垣 政貴	098-866-2169	098-866-2638	arakamsk@pref.okinawa.lg.jp
学術・人づくり 部会	企画部（企画調整課）	與儀 泰彦	098-866-2026	098-866-2351	yogiyshk@pref.okinawa.lg.jp
	教育庁（総務課）	当真 四克	098-866-2705	098-866-2705	toumshkt@pref.okinawa.lg.jp
	総務部（総務私学課）	仲宗根 政人	098-866-2074	098-866-2079	nakasmst@pref.okinawa.lg.jp
基盤整備部会	土木建築部（土木総務課）	渡久山 直樹	098-866-2384	098-866-2399	tokuyamn@pref.okinawa.lg.jp
	企画部（交通政策課）	阿波根 政人	098-866-2045	098-866-2448	ahagonm@pref.okinawa.lg.jp
	企画部（総合情報政策課）	吉元 徹成	098-866-2036	098-867-2998	yoshmott@pref.okinawa.lg.jp

(別紙 2)

沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)
に対する意見書

- 報告書(素案)の修正文案用 (別紙2-1)
 - … 委員及び専門委員が各部会へ提出する意見書

- 報告書(素案)の修正文案用 (別紙2-2)
 - … 意見書(別紙2-1)に対応する部会案

- 自由意見書 (別紙2-3)
 - … 意見書(別紙2-1)に含まれない内容を記載。
原則、箇条書きで要点を表記。

- 重要性を増した課題及び新たな課題の抽出(別紙2-4)
 - … 部会審議で抽出・整理した課題等の部会意見書

(別紙 2-1)

意見書様式(修正文案用)
(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

提出先の部会：

氏名：

委員 ・ 専門委員

所属部会名：

部会

(素案) 章・頁・行	本文	意見(修正文案等)	理由等

※様式のデータはあらかじめメールでご案内しておりますが、県ホームページへも掲載しています。
※意見については、郵送、FAX又はメールにて、各回の会議開催1週間前までに、提出先の部会担当者あてに提出願います。
☞切を過ぎてしまいますと、翌々回の会議における対応となりますので、あらかじめご了承ください。

(別紙 2-2)

意見書様式(修正文案用)
(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

部会名:

番号	(素案) 章・頁・行	本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案)

(別紙 2-3)

沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見書

令和元年 ○月

沖縄県振興審議会 ○○部会 (または、委員個人名)

※ 様式自由

※ 原則、要点を箇条書きで記載

意見書様式
(重要性を増した課題及び新たな課題の抽出)

部会名： _____

① 重要性を増した課題				
分野	課題の内容	課題設定の考え方	総点検報告書(素案)の関連箇所	備考

② 新たに生じた課題				
分野	課題の内容	課題設定の考え方	総点検報告書(素案)の関連箇所	備考

[別添]

1. 出席を希望する理由

2. 意見の内容

別紙 4

令和〇〇年度 沖縄県振興審議会
第〇回〇〇部会議事録

1 日 時 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇 : 〇 ~ 〇 : 〇

2 場 所 〇〇〇〇 (〇階 〇〇の間)

3 出席者

【部会委員】

部会長	〇〇	〇〇	琉球大学〇〇部	教授
	〇〇	〇〇	琉球大学〇〇部	教授
	〇〇	〇〇	株式会社〇〇代表取締役社長	
	
(欠席)	〇〇	〇〇	〇〇大学〇〇部	〇〇

【事務局等】

〇〇部 : 〇〇部長、〇〇統括監、〇〇課長、.....
〇〇部 : 〇〇〇〇、〇〇〇〇、.....

4 議 事

【〇〇〇部会長】 あいさつ

【事務局 (〇〇部長)】 「〇〇の現状と課題」について説明

【〇〇専門委員】

○

○

【〇〇専門委員】

○

【事務局 (〇〇部長)】

○

以 上

令和〇〇年度 沖縄県振興審議会
第〇回〇〇部会議事要旨

令和〇年〇月〇日（〇）〇：〇～〇：〇

議題【〇〇〇〇】について

-
-
-

議題【〇〇〇〇】について

-
-
-

議題【〇〇〇〇】について

-
-
-

その他

-
-
-

以 上